

第12回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

7月11日(水)午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)
小濱浩庸(釧路地方裁判所) 今重一(釧路弁護士会)
佐藤正樹(釧路司法書士会) 柴田寛之(釧路地方裁判所)(委員長)
平間育子(釧路女性団体協議会) 松実寛(釧路消費者協会)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会)

(2) 欠席委員

長谷川 渉(北海道建築設計事務所協会) 廣瀬勝人(釧路地方検察庁)

(3) 裁判所

福岡正美(事務局長) 久保田光生(民事首席書記官) 穴戸健次(刑事首席書記官) 富所猛男(事務局次長)

(5) 庶務

安藤正樹(総務課長) 糸田正春(釧路簡裁庶務課長) 笠井弘行(総務課課長補佐)

4 議事

裁判所山崎学委員が転出し、委員長不在となったため、委員長代理の佐藤正樹委員が新委員長選出までの議長を務めた。

(1) 新任委員の紹介

佐藤委員長代理から山崎委員のほか、山口隆委員(釧路市教育委員会)、北野宏明委員(北海道新聞釧路支社)が異動により解職され、新たに裁判所委員として柴田寛之委員が就任したことが紹介された。

(2) 委員長の選出

委員会規則6条1項に基づき、柴田委員が委員長に選任された。

(3) 議題「法テラスの設置に伴う裁判所の受付相談事務の変化について」

ア 法テラスの業務について

法テラス釧路事務所長である今委員から要旨次のとおり説明がなされた。

(ア) 法テラスでは、法制度に関する情報と相談関係機関に関する情報を提供している。相談関係機関は釧路管内の主なもので200弱の機関をデータベース化している。

(イ) 昨年10月の業務開始から現在までの間に情報提供で取り扱った件数は723件である。裁判所から法テラスを紹介されたケースが全体の15.5%、コールセンターから紹介されたケースが11%程度、役所、マスコミ、知人を通じて知ったというのがそれぞれ10%くらいである。

- (ウ) 法テラスが紹介した機関としては、法律扶助業務に43%、弁護士会に6%、裁判所に5%といったところである。
- (エ) 相談内容としては、債務整理関係が全体の32%、破産・再生が42%、離婚が9.3%、不動産関係が6%といったところである。
- (オ) 昨年10月から3月までは月60件から70件の取扱いだったのが、今年4月からは月100件を超える取扱いがある。
- (カ) 裁判所から紹介されて法テラスを訪れた方の件数は、月7、8件だったのが、4月から6月の間は月20件を超えている。

イ 裁判所の受付相談業務の実情について

久保田民事首席書記官から要旨次のとおり説明がなされた。

- の
- (ア) 釧路では、簡易裁判所で一般受付相談、地方裁判所民事部で破産・再生相談、家庭裁判所で家事関係の相談を行っている。
 - (イ) 簡易裁判所では、140万円以下の民事訴訟、少額訴訟、支払督促、民事調停事件といった手続を希望される方には申立用紙を交付し、記載していただき、140万円を超える民事訴訟、破産・再生、労働審判といった事件については民事部へ、家事事件については家庭裁判所へと案内している。事案によっては、弁護士会や法テラスを紹介することもある。
 - (ウ) 本年1月から6月までの間、釧路簡裁の受付相談数（来庁したものに限り）は496人であった。昨年同期は430人で約15%増えている。496人中330人が債務整理に関する相談だった（昨年は304人）。その他金銭債権に関する相談が59人、不動産に関する相談が39人、交通事故による損害賠償に関する相談が22人、労働債権に関する相談が16人、その他の相談が30人であった。
 - (エ) これらの相談のうち、民事訴訟となったものが12人、民事調停となったものが160人、支払督促が3人、その他33人に破産手続の案内をしている。また、32人に法テラスの法律扶助の案内をしている。その他、法律判断を含む相談、内容複雑により他の機関を紹介したのが23人あった。

ウ 協議

委員： 弁護士会の中で裁判所窓口での法律扶助の資力要件についての説明が不十分だとの意見があったので、要件の説明についての徹底を願いたい。また、弁護士会の相談が無料であると勘違いされたこともある。

裁判所： 法テラスのパンフレットは受付に置いている。窓口では法律扶助の資力要件についても説明しているが、より一層理解されるよう努めたい。

委員： 司法書士会でも法テラスからの紹介先の受け皿となるべく司法書士総合相談センターを設けた。火曜と水曜の午後に予約制で相談を受けている。相談内容としては債務整理関係の相談が多い。

委員： 裁判所の相談に苦情を聞いたことはない。また、たらい回しさ

れているとの声も聞かない。相談する方も各機関の相談の限界を理解しているのではないかと思う。

(4) 議題「地裁委員会の4年間を振り返って」

ア 福岡事務局長から過去11回の地裁委員会のテーマ及び議論の内容について説明がなされた。

イ 協議

委員： いろいろな意見交換をする場としては、随分敷居が高いと感じた。事務局の人数と委員の人数が同程度というのはいかがなものか。

裁判所： 説明する側として、様々な質問に対応する必要があると考えていたが、今後はスリム化する方向で検討したい。

委員： 裁判所に縁のない人が集まって、裁判所のどこが良いのか、どこが悪いのか、あまり分からなかったのではないか。この委員会を通じて裁判所の中身を知ってもらっただけ、裁判所にとってもよかったのではないか。任期を終えた委員については、せっかく裁判所を知ってもらったのだから、これで終わりではなく、何らかの形で協力いただけるような工夫を考えてはどうか。

委員： 裁判所を利用する人を対象としたアンケートを常時行い、それを整理して、委員会で議論するような工夫をした方が、利用者の立場に立った裁判所が見えてくるし、委員会でも議論しやすいのではないか。

裁判所： アンケートについては、委員会が始まる前の時期に実施したが、なかなか集まらず、とり止めとなったことがあった。ただ、当時と異なり、司法への関心も高まっていると思われるので、今後検討してみたい。

委員： 裁判所ではなく、委員会がアンケートを実施するという方法も考えられると思う。

委員： 裁判員制度については、今の中学生、高校生が大人になったときに定着するであろうが、中学校、高校に授業の一環として訪問するようなことはあるのか。

裁判所： 学校側から裁判員制度について知りたいとの要望で、実際の法廷で模擬裁判をすることは増えている。裁判官が学校に出前講座に行っている例もある。裁判員制度の説明をした上で、実際に生徒に裁判官役や裁判員役を演じてもらって模擬裁判を行い、その後模擬評議まで行ったこともある。出前講座は、平成16年に5回、17年に18回、18年に31回行っている。出前講座、模擬裁判も申込みがあればすべてお受けする方針である。

委員： 当委員会での議論をきっかけに、釧路管内の女性団体の研修会で裁判員制度の説明をしてもらったり、模擬裁判を行ってもらったりした。はじめ堅いテーマなので関心が持たれないのではない

かと心配したが、参加者から非常に関心を示していただいた。また、個人的にも女性団体としてもいろいろな情報提供ができた。配偶者暴力の被害者支援も委員会で取り上げていただいたが、釧路地裁では細やかな配慮がなされ、大変感謝している。

委員： 委員会の目的が何なのかを考えていた。住民の意見を聴くということなのに、委員の意見のみをもって終始することが多かったという意味では、やや不足していたのではないかと感じた。委員会は討論の場と思っていたが、むしろ学習会であった。最初のころの説明も、委員の中には既に理解している者もいるということを感じておいていただきたい。説明部分はもっと能率的に短時間でやってもらいたい。

司法制度のPRは、学校のみならず、対社会的なものも必要である。新聞広報なども徹底してやってもらいたい。裁判所見学も実際に裁判をやっていなくとも、法廷を見るだけでも肌から感じることで勉強になる。

委員： 委員が参加した模擬裁判が1回あったが、このような実践がもっとあってよかった。裁判所の説明の機会が多く、われわれ委員の意見はあまり出なかった。裁判員制度についても一般市民の側からは意見は出ない。行政も含めて、裁判所側から外に出て行かないと一般市民には届かない。現在の広報は、単に文字を羅列した宣伝のように感じる。

委員： 釧路市内と釧路以外の地域とでは、裁判員制度に対する意識も異なるであろう。地方を意識したPRをしていく必要があると思う。釧路と同じPRの方法では駄目だと思う。

裁判所： 今年、標津町、中標津町で役場も協力した形での広報活動を予定している。現在、企業訪問を実施して、制度の説明や広報活動への協力を依頼しているが、感触としては、裁判員制度の理解も徐々に浸透してきたように感じている。

委員： マスコミでは国民の心配を煽るようなネガティブな報道がされている。それに対応したPRが必要である。裁判は裁判所に任せればよいのか、法律の素人が果たす役割を強調したPRが必要である。

委員長： 裁判所でも今後は実際の裁判員の構成に近い模擬裁判を行っていく予定である。

委員： 委員の意見を聴くというより、各委員の出身母体の意見を引き出すような工夫があってもよい。裁判員制度のPRも裁判所にいかに親しみを持ってもらえるかがポイントになるのではないかと。裁判所の職員が企業訪問するのはよいことと思う。

委員長： 様々な意見に感謝する。うかがった意見を参考に今後の委員会運営に反映させていきたい。

5 次回日程及びテーマ

9月下旬ころ家庭裁判所委員会と合同にて開催
テーマについては裁判員制度を予定